

※この議事録は、中津市議会の公式記録ではありません。

(大塚議員)

皆さん、こんにちは。今回の市議会議員選挙で初当選を果たすことができました、新生・市民クラブの大塚です。どうかよろしく願いたします。

3月11日、三陸沖を震源としたマグネチュード9.0の大地震が発生しました。この地震で起きた津波は、海岸線から最長5.5kmにまで達し、過去にも例のない大規模な津波であったと言われていています。6月12日現在、死者1万5421人、行方不明者1万7937人、避難者と転居者は12万4000人にのぼり、またこれにより引き起こされた福島第1原発の事故の終息のめどはいまだに見えず、まさに未曾有の災害となっています。被災されたすべての皆様方に心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告しています3点について、質問をしていきたいと思います。

≪1. 防災計画の見直しについて≫

テーマ「①地域防災計画の見直しのポイント」

最初に、地域防災計画の見直しについて、お聞きします。

中津市は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、中津市地域防災計画を策定しております。計画の目的は、中津市における暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、その他車両・船舶等による集団的大事故等に対処するための活動体制の整備、確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、市域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することとなっています。

また、中津市は、「東南海、南海地震に関わる防災対策特別措置法」に基づき、2つの地震が同時に起きた際、震度6弱以上の揺れや3メートル以上の津波に見舞われる可能性が高く、建物の耐震化や避難経路の再構築などが必要な「東南海、南海地震防災対策推進地域」として、平成15年12月に指定されています。

現在の地域防災計画や地域防災マップにおける津波浸水予測の前提条件として、東南海、南海地震の同時発生時の震度をマグネチュード8.6、高さ1.0m～2.57mの津波が、201分後に到着、堤防等の海岸保全施設は、地震に伴う損壊により効果がないとなっています。

5月9日開催された県地域防災計画再検討委員会では、地震の規模、津波高さの見直しを進め、暫定的な数値を独自に定め、この数値を元に、避難経路や夜間の避難に必要な照明の設置、海拔や津波の警告表示など、緊急性の高い対策を決め、地震、津波についての見直しを7月ごろまでに行い、本年度中に県地域防災計画を修正する予定となっています。

また、6月22日開催された県の再検討委員会の有識者会議では、国が具体的な想定を示すまでの暫定的な想定として、津波の規模を「従来の想定 of 2倍」とする提言をまとめました。これによると中津市では最大5.14mの津波が押し寄せることとなります。

今回の東日本大震災を受けて、震度、津波予想高さ、津波浸水予測範囲等は、確実に拡大する方向で見直しが行われると推測されます。

そこで、現在見直しを進めている地域防災計画の見直しの時期とポイントについて、お聞きします。

(総務部長) 国、県の防災計画の見直しとの連携が必要となりますので、国、県の見直しの状況を踏まえながら計画を修正する予定で進めています。従いまして、見直し時期については、国県の計画見直し以降早めの見直しを目指したいと考えています。次に見直しのポイントであります。今回の見直しは、国・県の科学的根拠にもとづく地震の規模、津波の高さの見直しに伴う地震、津波に係る計画の修正が主になると考えています。現在、避難所、避難場所の再点検及び見直しなど、計画の運用面の取組を先行して作業しているところです。

(大塚議員) 防災計画の見直し時期について、県が7月ごろを目途に、地震、津波についての見直しを行う計画で進めており、中津市についても県のタイムスケジュールに合わせた見直しを実施すべきと考えるが、如何ですか。

(総務部長) 県の進捗状況も踏まえて、県と足並みをそろえる方向で計画の見直しを進めていきたいと考えています。

② テーマ「原発事故対策の追加は、」

(大塚議員) 地域防災計画の見直しのポイントについて、今回の東日本大震災の教訓を踏まえるならば、想定外の地震、津波に対する見直しと併せて原発事故対策を市の防災計画に追加すべきと考えます。

中津市は、稼働中の愛媛県の伊方原発から約100km、建設中の山口県上関原発から85km圏内に入っています。群馬大学の早川教授の「フクシマの放射能マップ(4月5日～7日測定)」では、福島第1原発から漏れた放射能は、原発から80km離れた白河市や100km離れた湯川村で1時間当たりの被ばく量0.5マイクロシーベルト以上と測定されています。

風向きによって、広範囲に放射能が広がることが明らかになっており、国のEPZ(防災対策の重点地域)の半径10km圏を100km圏の中津市全域に拡大して防災計画を策定すべきと考えるが、如何ですか。

(総務部長) 原子力発電所の安全対策については、市単独で議論すべき事案ではないため5月19日開催した、九州市長会において、協議した結果、大地震・大津波など、あらゆる事態に対応できるよう、施設の安全性の確保に万全を期すとともに「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」を早期に検証し、その拡大をはじめ、原子力安全委員会の防災指針の見直しを早急に行うべきとの「原子力発電所の安全対策に対する緊急決議」を採択しました。

この採択に基づき、今後とも早期の対応を国に働きかけることが、先決と考えています。

計画への反映については、国の対策をふまえ、大分県地域防災計画再検討委員会の協

議により県下で統一した対応を考えるべきと思っています。

(大塚議員) 国がどの程度 EPZ を拡大するかは未定ですが、国を当てにして良いのでしょうか。原発から半径 60 km 以上も離れた伊達市において、計画的避難区域の 20 ミリシーベルトを超える局所的に放射線量が高い「ホットスポット」が出現し、115 km 離れた栃木県的那須塩原市で、国が学校の表土除去費用を補助する基準の 1.0 マイクロシーベルト以上という高い数値が検出されています。

香川県では防災計画に 130 km 以上離れた愛媛県の伊方原発に対する項目を盛り込むことを検討しています。市として、国の見直しに先んじた対応を取るべきと考えるが、如何ですか。

(総務部長) 原発事故に対する安全対策は重要な問題であります。ただ、現状においては、今回の原発事故の検証が行われている途中であり、そのような中、各市町村が、具体的根拠もなく独自の判断において対応することは避けるべきと考えています。やはり、国が科学的根拠に基づく検証をおこなったうえで、安全基準の策定・問題点や対策などの情報開示を行うとともに、地域の状況や環境にあわせた対応を策定する必要があると思っていますので、その状況を踏まえて対処すべきと考えています。

(大塚議員) 私は、原発事故に対する市民の不安解消に向けて、地域主権の観点から再度検討すべきと思います。

テーマ「③地域防災計画を実行するための行動計画の策定」

(大塚議員) 次に、地域防災計画を実行するための行動計画の策定についてですが、現在策定している地域防災計画をより具体的に推進するための行動計画が必要と考えます。

まず、ハード面において、県は災害防災対策特別措置法に基づく、地震防災緊急事業 5 か年計画を策定し、重点的・計画的な整備を推進しています。しかし、海岸線の堤防は、昭和 20 年代から整備を進め、昭和 40 年代から平成元年にかけてかさ上げの改修を実施しています。

現在の防災計画の津波高さ 2.57 m の高潮には対応できる高さとなっていますが、津波に耐えうる構造にはなっていません。耐震強度については、大新田地区を除き、建設が古いため、耐震強度は不明となっています。そのため、防災マップでは、堤防等の海岸保全施設は、地震に伴う損壊により効果がないものとして津波浸水予測が行われています。

当然、6月22日提言された県の再検討委員会の有識者会議の暫定的な想定としての津波高さ、最大 5.14 m の津波には対応できていません。

県の平成 24 年度から始まる第 4 次地震防災緊急事業 5 か年計画の策定に向けて、市独自の「地震防災緊急事業 5 か年計画」を事前に策定し、県へ意見具申するなど、見直し後の地震、津波に耐えうる海岸保全施設の整備を強く求める必要があると考えるが、如何ですか。

(総務部長) 市独自の「地震防災緊急事業5か年計画」の策定は考えていませんが、想定される災害に十分対応できる安全対策を、大分県地域防災計画再検討委員会などにおいて、県と協議したいと考えています。

(大塚議員) 2つ目には、ソフト面において、実践的防災教育や校区単位の防災訓練等の実践カリキュラム等の作成です。今、地震、津波が起こったとき、どの避難ルートを通り、どの施設に避難したらよいか分からないのが現状だと思います。避難場所となっている小学校は、施設の関係から夜間、早朝には避難できないのが現状ではないでしょうか。

(総務部長) 自主防災組織の体制の整備として、組織体制の確立や、要援護者への対応、避難路・避難場所の確認等、基本的な事項については示したいと考えていますが、それぞれ地域の実情も異なることから、一律にカリキュラムなどを作成することは難しいと考えます。

したがって、防災訓練の実施を見据え、今後自主防災組織などと避難方法、避難経路、関係機関との連携、弱者対策など地域の実情にあった方法や、時刻に応じた避難所などとの連絡体制などについても、具体的に整理したいと思っています。

テーマ「④津波対策に向けた避難場所の整備」

(大塚議員) 次に、津波対策に向けた避難場所の整備についてですが、防災計画における東南海、南海地震、津波避難対象地区の避難場所になっている、南部小、北部小、小楠小、和田小、今津小学校の校舎の耐震補強の状況及び校舎の3階、屋上へ避難できる外付け階段等の津波対策の現状はどうなっているか、お聞きします。

(教育次長) 津波避難対象地域の避難場所となっている学校は、南部小学校、北部小学校、小楠小学校、和田小学校及び今津小学校ですが、和田小学校は、既に耐震化が完了しており、その他の学校も一部の耐震化を完了しています。南部小学校については今年度中に耐震化が完了予定であり、他の3校については平成28年度までの耐震化を目標としております。

津波対策については、この小学校5校は、現在の想定では、津波到達範囲にははいつていませんので、外付け階段を含め、特に対応は行っておりません。

(大塚議員) 県の再検討委員会では最大5.14mの津波が押し寄せると想定しています。そうすると南部、北部、小楠小学校は、津波到達範囲に含まれることが想定されます。そこで、耐震補強工事については、年次計画を前倒しで実施するとともに、津波対策としての外付け階段等の整備計画の策定を早急にすべきと考えるが、如何ですか。

(教育次長) 耐震補強については中津市学校施設耐震化推進計画に基づいて進めてまいります。津波対策については、今後の市の防災計画の方針を考慮して検討いたしますが、外付け階段の設置については、考えておりません。

(大塚議員) それでは、防災マップで、津波避難対象地区に指定されている小祝地区について、避難場所が南部小学校となっていますが、高齢者や子供たちが短時間に北門橋、小祝橋を渡って移動することは困難であり、城北中学校を津波避難施設に指定すべきと考えるが、如何ですか。

(総務部長) 城北中学校は現在想定されている、東南海・南海地震の津波到達内にあり、また、津波到達まで約200分あるので、小祝地域の避難場所は現在、南部小学校を指定しています。

現在、県の仮想定を受け、避難所や避難ビル・避難場所の候補地の選定作業に入っていますが、海に近い現在の施設では、想定外の津波に対して逃げ場がないなど、津波の状況により臨機に対応できにくいため、指定するには問題が多いと認識しています。

いずれにしても津波対策は、的確な判断とスムーズな避難誘導(ハードの問題よりソフト)が大切と考えていますので、高齢者や子供たちの避難方法については、自主防災組織や地域の方々とは住民連携による対応などを協議したいと考えています。

(大塚議員) 小祝地区は、津波が押し寄せると陸の孤島なってしまいます。津波が押し寄せることが想定されれば、津波が来る時間まで、橋を渡ることは危険です。逃げ遅れた人の避難場所は、城北中しかないと考えます。

6月17日に可決成立した「津波対策の推進に関する法律」第10条第2項では、「国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等を整備しようとするときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能、その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならない。」と規定しています。

今年度、城北中学校は、木造2階建て校舎の増設工事に着手すると聞いていますが、津波避難施設として機能できるよう、RC構造で、1階部分を駐輪場、2、3階を教室、屋上に避難できる外付階段を設置するなどの設計変更を行い、津波対応型の学校にすべきと考えるが、如何ですか。

(教育次長) 城北中学校校舎の増築については、地域産材を使った木造施設を建築する「地材地建」の取り組みの一環として、木造2階建ての計画で設計をしています。

津波被害対策としての設計変更ができないかということですが、城北中学校は災害の状況に応じて臨時的に開設する避難所になっていますが、現在の防災計画では、津波到達範囲に想定されていること、海岸地域は液状化現象の恐れがあることなどから、津波に対する避難場所に指定することは困難と考えています。

したがって、設計変更をする考えはありません。

(大塚議員) 津波対策の推進に関する法律第2条第2号では、「津波対策を推進するに当たっての基本的認識」として「津波避難施設(津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅固な建築物)の着実な整備を推進す

るとともに」とあり、津波到達範囲内においても津波避難施設の積極的な整備が求められています。

今回の東日本大震災を教訓として制定された「津波対策の推進に関する法律」に基づき、小祝地区の住民や城北中学校の生徒の命を守るため、津波避難施設として機能する城北中学校の建設について、再度検討すべきと考えます。

※6月27日の一般質問（古江信一議員）における市の答弁

（教育次長）先日の大塚議員の答弁では、設計の変更はありませんとしておりましたが、今後、津波対策も視野に入れた校舎の構造変更について、県とも協議しながら慎重に検討していきたい。

（市長）本件については、大塚議員の方から先般質問を受けました。いろいろ聞いているところでは入札まで1か月もない状況ある。これを中止するとなれば補助金の返還等色々な問題が起こって来るであろう。そういう状況下の中で、この計画を変更できるかどうか、可能性があるかどうか、考えなければならない。そういうことで、困難性が伴うということで変更はしないとお答えしたわけです。

よくよく再考しますと、昨日も政府に対し防災会議の答申等も出されまして、まず可能性があるかどうか。設計変更をすることで補助金を返して、もう1回やりかえると2年位かかるとは思いますが、地元の方が了解するかどうかも含めて、検討して参りたい。

《 2. 浸水対策について 》

テーマ「①今後の雨水ポンプ場及び雨水幹線の整備計画」

(大塚議員) 次に2つ目の浸水対策についてですが、中津市の公共下水道は、昭和54年3月に事業着手して以来、鋭意事業の促進に努め、普及区域の拡大を図っております。その効果により、蛸瀬川をはじめ公共用水域の水質が改善されてきています。

この公共下水道事業は、家庭や事業所から排出される汚水の適正処理と浸水を未然に防止する雨水排水対策の2つの柱となっております。

中津処理区の汚水の処理については、現行の認可区域の1365haに対して、713haが整備され、整備率は52%となっております。一方、雨水幹線については、認可区域の延長32.5kmに対して、11.6kmが整備され、整備率は35%となっており、ここ数年は下水道事業による雨水幹線の整備が実施されていない現状にあります。

過去、5年間における浸水被害箇所を見ると下水道認可区域にもかかわらず、大雨による浸水被害が発生している現状にあります。本来は、下水道認可区域内の浸水対策を担う下水道事業の推進により、浸水箇所が解消されていくべきものと考えています。

そこで、5か年の中期実施計画に予定されている下水道事業による雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備箇所と概ね10年以内に計画されている箇所について、お聞きします。

(上下水道部長) 平成17年度(平成18年3月)に浸水被害から地域を守るために、米山地域に米山雨水ポンプ場が、平成13年度には角木、新大塚地域に角木・新大塚雨水幹線が整備され、雨水幹線の整備率としては約35%となっております。

今後の雨水幹線及び雨水ポンプ場につきましては、現在、既設のポンプと仮設のポンプで対応し浸水被害も出ていない状況であることから、10年以内の整備予定はありません。

(大塚議員) 次に、浸水対策について、下水道事業以外で、中期実施計画に予定されている雨水ポンプ場の箇所と概ね10年以内に整備される箇所について、お聞きします。

(上下水道部長) 下水道事業以外の今後の雨水ポンプ場整備計画は、今津の諸津川ポンプ施設の増設と本耶馬溪青地区のポンプ場整備の2か所を予定しています。

今津の諸津川ポンプ施設の増設につきましては、現在の排水機場の施設能力の向上を図るため、県営用排水施設整備事業におきまして本年度から事業着手(設計等)しまして平成25年度に完成する予定になっています。

また、本耶馬溪青地区につきましては、山国川氾濫災害対策として国土交通省による堤防整備事業を実施していますが、中津市ではその事業と並行し内水の雨水対策ポンプ整備事業を予定しています。

実施時期につきましては、現在国土交通省等と協議を進めていますが概ね平成25年度を完成目標としています。

テーマ「②公共下水道事業計画の排水区の細分化とポンプ場の配置計画の見直し」

(大塚議員) 中津市公共下水道事業計画で整備を計画している角木雨水ポンプ場、小祝地区の港町雨水ポンプ場、東浜雨水ポンプ場は、いつの時点で整備を行うのか。また、必要ないと判断しているのか。如何ですか。

(上下水道部長) 現在、小祝、角木、新大塚地区には既存のポンプ場（下水道課 1 箇所、耕地課 2 箇所、農政水産課 1 箇所）があります。

これらのポンプ場に加え、平成 20 年度より浸水対策として堀川、角木、新大塚、東浜に仮設ポンプを 4 箇所設置し、現在浸水防止に対処しており、被害はおこっていない状況であります。

将来、新たな浸水被害が発生するような場合は仮設ポンプを増設し、浸水防止に対処していきたいと考えており、現時点では必要ないと判断しております。

(大塚議員) 下水道事業による角木・小祝・東浜雨水ポンプ場の整備は、現時点では必要ないということであれば、公共下水道事業計画の雨水処理は、実態にあわせて、現行の排水ポンプ、仮設ポンプを常設ポンプとして排水能力を高め整備する方向で全面的に見直しを行うべきと考えます。

現行の雨水処理計画の問題点として、仮設ポンプが設置されている堀川や浸水被害の出る中殿地区には雨水ポンプ場の計画がないこと。角木雨水ポンプ場の排水区域が 180ha と広範なため、巨大な雨水ポンプ場と雨水幹線の整備が必要であること。等が考えられます。特に、角木雨水ポンプ場の計画は早期に見直しを行い、現行の角木ポンプ場、新大塚ポンプ場の増設で対処すれば、雨水幹線の整備費が不要となり早急な整備が可能と考えるが、如何ですか。

(上下水道部長) 中津市の雨水排水計画は既存の水路に沿って計画されており、角木、新大塚地域を含む排水区も同様な計画で、整備済みの角木・新大塚第 2 雨水幹線へ流れ込む水系で約 180ヘクタールと広い排水区となっております。

排水区の浸水対策として既設のポンプ（3 箇所）と仮設のポンプ（12 台）で対応しており、現段階での浸水被害もなく、十分だと判断しております。

細分化による、角木・新大塚のポンプ場の新たな計画につきましては、一部区間で認可を受け、既に雨水幹線を整備済みであることから、現時点での見直しは困難であると考えております。

(大塚議員) 今後 10 年間も整備予定の無い下水道の雨水処理計画は、実態に合わせた形でゼロベースから見直しを行い、浸水被害のない、安心、安全なまちづくりに努めるべきと考えます。

《3. 城下町の風情をもったまちづくりについて》

テーマ「①豊後街道、諸町筋における城下町の風情をもったまちづくりとは」

(大塚議員) 次に、3つ目の城下町の風情をもったまちづくりについてですが、豊後街道と諸町地区は、本年4月に告示された景観計画の見直しにおいて、景観形成重点地区に指定されました。これまで、両地区とも、地域住民が主体となって景観づくりを進めるため景観まちづくり協議会を設立し、毎月の役員会や臨時総会を開催し、景観まちづくり協定の締結や景観整備事業補助基準(案)を市へ提言するなど、地域が一体となった景観づくりの機運が高まっています。今後、城下町の風情をもった景観形成に向けて、個々人が建物等の修景を行うこととなります。

そこで、景観形成に係る豊後街道と諸町筋の城下町の風情をもったまちづくりの市の方針はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

(総務部長) 景観法第8条に基づく「中津市景観計画」の中で景観形成重点地区として両地区を位置づけています。この景観計画の中で豊後街道地区の景観形成方針は、「今も商家や町屋の連なった往時の面影を見ることができる地区であり、城下町の風情をもった豊後街道を一体感のある景観づくりによって質を高め、誰もがやすらぎを感じる、歩いて楽しいまちづくりを目指す」としており、諸町地区については、「城下町の流れを汲む町屋や武家屋敷のまちなみが残っている地区であり、城下町の風情をもった諸町筋を一体感のある景観づくりによって質を高め、昔の懐かしさを感じながら散策できる、閑静な佇まいをもったまちづくりを目指す」としています。

テーマ「②まちなみ景観づくりの違い」

(大塚議員) それでは、城下町の風情をもったまちづくりについて、島田本町、蛭子町地区と豊後街道、諸町地区のまちなみ景観づくりは、端的に言えばどこが異なるのかお聞きします。

(総務部長) 島田本町・蛭子町地区は、区画整理事業に伴い建物移転が進む地域を和風建築を基本とした一体感のあるまちなみとすることを目的に景観計画に盛り込みました。一方、豊後街道、諸町地区は、江戸時代から位置が変わっていない地区を貫く道路と道路筋の武家屋敷、町屋などの歴史的建築物があり、城下町の風情を残した街なみとなっており、この街なみを維持保存するため、既存建築物はもちろん、新築物件についても歴史的なまちなみとの調和を図ることとしています。

テーマ「③補助限度額の考え方」

(大塚議員) 端的に言えば、蛭子町、島田本町地区は、新しくできるまちなみの景観形成を図る地区で、豊後街道、諸町地区は、江戸時代の城下町として町屋、武家屋敷群をなす歴史的建築物を、可能な限り維持・保存する地区ということですね。

そこで、景観形成重点地区である豊後街道、諸町地区において、個人が建物の修景を行う場合の補助金(補助率、補助限度額)の考え方について、お聞きします。

(総務部長) 新築の場合は、島田本町・蛭子町地区と同様に補助率は2／3、補助限度は100万円とすることを考えています。また、新築以外の改修、歴史的建築物については協議中です。

(大塚議員) 新築物件における限度額100万円は島田本町、蛭子町と同額でも理解できますが、建物の一部解体、撤去費用が別に必要になる新築以外の建物や歴史的建築物の改築については、補助限度額を引き上げる必要があると考えます。

大分県下で同種の補助金を支給している8つの自治体において、歴史的建築物の修理、修景に対する限度額は、300万円から1250万円の範囲となっており、隣の宇佐市では600万円となっています。

市が昨年発注した「豊後街道まちなみ景観形成計画策定委託業務報告書」によれば、市の歴史的建築物の修景基準で道路に面する部分の修理を行う場合、567万円から882万円必要であるとの積算があります。歴史的建築物以外の修理でも、336万円から420万円必要であるという積算になっています。

豊後街道、諸町の歴史的景観を醸し出している歴史的建築物を維持・保存するため、修景基準に基づき実際に掛かる改修費用や県下の補助金の状況を踏まえて、限度額を設定すべきと考えるが如何ですか。

(総務部長) 新築に伴う修景が主である島田本町・蛭子町地区と異なり豊後街道・諸町地区は、既存家屋を漆喰塗などで改修することが補助の条件となるため、通常の改修に比べ費用が嵩むこと、また昭和20年以前に建築された歴史的建築物も点在しており、こうした建築物の保存はさらに費用を要することを考慮する必要があると認識しています。いずれの地域も「まちづくり」に積極的な地域でありますので、「住民との協働」というまちづくりの考えのもと、地域の方々と協議する中で、補助の公益性、財政負担、方法などを総合的に勘案して対応を考えたいと思っています。

(大塚議員) 豊後街道や諸町景観まちづくり協議会では、1年以上かけて、歴史的まちなみを維持・保存するための景観形成基準等を協議してきました。両協議会の景観まちづくりに対する熱意や思いを無にしないためにも、妥当な限度額の設定をすべきと考えます。

私も城下町の風情をもった歴史的町並みを残すための方策について、今後も議会の場で論議して行きたいと思えます。終わります。